

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前 田 昌 一

令和5年度 行政監査結果報告に基づく措置通知書

令和6年4月19日付松監第89号の行政監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 毛利 雄一朗
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>①公用車の適正配置について</b></p> <p>公民館に配置している公用車のうち二輪車（以下「二輪車」という。）について、令和 5 年 10 月 31 日現在で、平成 23 年 12 月に使用してから約 11 年間使用していないものをはじめ、長期間使用していないものが 15 台あり、そのうち 14 台は故障により走行不能な状態であった。走行不能な二輪車はすみやかに修繕や廃棄等の手続きを実施し、適正な配置を行われない。</p> <p><b>【むすび】</b></p> <p>今回の行政監査のテーマは「公用車の管理状況等について」である。</p> <p>公用車は、公務を迅速かつ効率的に遂行するために欠かすことのできない移動・運搬手段のひとつであるが、取得や維持管理等に経費を要することや、交通事故等の発生リスクもあることから、適正な配置、安全に使用するための維持管理等が重要である。</p> <p>そこで今回、共用車の管理等を行っている管財課、経営管理課をはじめ、公用車を所有し管理等を行っている課等に対し監査を実施した。</p> <p>公用車の使用状況について、出先機関に配置している二輪車が 10 年以上使用されておらず、走行不能な状態であったことなどから、公用車の配置についての把握や見直しが必要なものがあつた。</p> <p>また、公用車の点検・整備について、道路運送車両法第 48 条の規定による定期点検が定められた時期に実施されていなかった車両があつた。法令遵守は当然のことであり、さらには車両の点検・整備を適正に行うことにより、性</p>	<p><b>①公用車の適正配置について</b></p> <p>今回の指摘となった事案については、各公民館の二輪車の使用状況を十分に確認できていなかったこと、また、廃棄希望の車両について、公用車を管理する管財課との連携が不十分であったことが原因でした。</p> <p>その改善策として、長期間使用していない二輪車 15 台のうち、走行可能な 1 台は修繕を行い、使用を希望している公民館に令和 7 年 1 月に再配置しました。さらに、走行不能な状態の 14 台のうち、1 台は令和 6 年 10 月に部品の売却及び廃棄を行ったほか、残りの 13 台は、各公民館から引き上げ、修繕部品として使用可能な部分を活用したうえで、令和 7 年 3 月に鉄屑として売却し、廃棄しました。</p> <p>今後も、公用車の適正な配置を行っていきます。</p>

能や安全性が維持されることから、点検・整備の重要性について再認識しなければならない。

市長部局等では、令和5年3月に「共用車両予約・鍵管理システム」を導入し、公用車の貸出や管理等の厳格化、効率化を図っている。また、公用車を使用する職員が予約や運行記録の作成を自席のパソコンから容易に行えるなど、手続き等の事務改善も行われていた。しかしながら、運行記録を利用していない課等も見受けられたことから、システムをより有効に活用するためにも、運用について検討されたい。

今回、指摘事項、要望事項となった事案については、それらの原因及び改善に向けた取組を検証し、監査の対象とならなかった部局等も含め、公用車の適切な維持管理や安全な運行等を強く望むものである。